

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 19 日

直方市長 大塚進弘

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間当たり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,900	高級船員	3,620
普通作業員	2,410	普通船員	2,960
軽作業員	1,690	潜水士	4,650
造園工	2,540	潜水連絡員	2,940
法面工	3,090	潜水送気員	3,030
とび工	2,990	軌道工	3,830
石工	3,320	型わく工	2,820
ブロック工	2,920	大工	2,920
電工	2,890	左官	2,900
鉄筋工	2,990	配管工	2,650
鉄骨工	2,640	はつり工	3,020
塗装工	2,920	防水工	2,960
溶接工	3,060	板金工	2,900
運転手（特殊）	2,820	タイル工	3,350
運転手（一般）	2,440	サッシ工	3,720
潜かん工	4,060	内装工	3,090
潜かん世話役	4,970	ガラス工	3,060
さく岩工	3,980	建具工	2,740
トンネル特殊工	4,730	ダクト工	2,570
トンネル作業員	3,260	保温工	2,810
トンネル世話役	5,070	建築ブロック工	3,100
橋りょう特殊工	3,470	設備機械工	2,920
橋りょう塗装工	3,680	交通誘導警備員 A	1,820
橋りょう世話役	4,130	交通誘導警備員 B	1,630
土木一般世話役	3,320	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間当たり）】

労務報酬下限額	1,231
---------	-------